

学校法人ノースアジア大学
秋田栄養短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

秋田栄養短期大学の概要

設置者 学校法人 ノースアジア大学
理事長 小泉 健
学 長 小泉 健
A L O 池田 隆幸
開設年月日 昭和 28 年 4 月 1 日
所在地 秋田県秋田市下北手桜守沢 46-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
栄養学科		80
	合計	80

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

秋田栄養短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月31日付で秋田栄養短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

設置者古田重二良氏が目指した「真理・調和・実学」を建学の精神とし、学生には各学期はじめのオリエンテーションや新入生研修会等において理解を促している。また、建学の精神を定期的に確認し、時代に合わせた簡潔な文章で学内外に広く発信している。

移動公開講座や高大連携授業、企業との産学連携プロジェクトによる未利用食材の利用開発等に取り組み、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

短期大学の教育目的に基づき、学則に学科の教育目標を定め、学内外に周知している。建学の精神を具現化するため、教育目標に基づき「知識」、「技能」、「態度」3領域15項目（知識3項目、技能8項目、態度4項目）を学習成果としている。三つの方針は学習成果の達成を基軸に組織的かつ一体的に策定し、学内外に公表している。

自己点検・評価については「自己点検及び自己評価委員会」を設置するとともに、全教職員による作業部会でPDCAサイクルを活用した自己点検・評価活動を実施し、内部質保証に取り組んでいる。

卒業認定・学位授与の方針には卒業及び資格取得等に必要な要件を示し、教育課程は、教育課程編成・実施の方針に基づき、「基礎教育科目」と「専門教育科目」の2つの基本的枠組みで構成し、系統的に編成している。シラバスには成績評価基準及び必要項目を明示している。入学者受入れの方針も学習成果に対応し、入学者選抜の方法ごとに選考基準を設定して公正・適正な実施に努め、高等学校の意見や要望を点検し、改善に生かしている。学習成果は2年間で達成可能であり、その獲得状況は様々な量的・質的データを活用して学生個人レベル及び全体レベルで測定している。

教員は授業評価アンケート、FD活動における専任教員の「相互授業参観」と「意見交換会」にて、学習成果の獲得状況を把握・評価し、学生FDミーティングを活用して学習支援方を点検している。事務職員は教員と協働で学生の履修及び卒業に至る支援、成績記録の保管を行い、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

丁寧な入学前教育を行い、入学後は組担任による個別の学生支援体制を整えている。併設大学との合同学生委員会は学生生活全般を支援し、学生の顕著な社会的活動に対し学長賞表彰制度がある。健康・メンタル面の支援、独自の奨学金制度、障がい学生への合理的

配慮、就職活動の支援も組織的に整備している。

教員数は、短期大学設置基準を充足し、教員組織は教育課程編成・実施の方針に基づき編制されている。研究活動に関する規程を整備し、専任教員は外部研究費等を獲得し成果をあげている。また、「研究倫理教育・コンプライアンス教育」が実施され研究倫理の遵守に取り組んでいる。

事務組織は組織規程に基づき整備され、責任体制は明確である。SD 活動は、要綱に基づき研修を実施しており、職員は外部研修会等にも積極的に参加し知識・能力の向上に役立っている。就業に関する諸規程を整備し、服務全般については法人統括部人事課において適正に管理している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づいた教室等を整備している。図書館は、利用しやすい環境が整備されている。施設設備、物品及び消耗品等は規程に従って適切に維持管理している。防火・防災対策については防災管理規程に基づき施設設備の点検及び予防管理を行い、全学生、教職員を対象に避難訓練を実施している。情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、敷地内の緑地管理や環境対策も進めている。全学生が個人ノートパソコンを持参し、ポータルサイトを利用し学習に必要な情報等を得ており、教員も学生同様にポータルサイトを活用して効果的な授業や学習支援を行っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しており、寄附行為に基づき理事会を学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は理事の職務執行を監督し、短期大学運営の法的責任を認識して学内外の必要な情報を収集し、規程の点検・整備を行っている。理事は、学校法人の健全な運営について学識及び識見を有している。

理事長は学長を兼ね、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮し、教職員を統督している。学則に基づき教授会を設置して教育研究上に関する重要事項を審議し、短期大学の審議機関として適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査するとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、監事は理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。評議員会は、寄附行為に定められた理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に機能している。

教育情報及び学校法人の情報について「情報の公開及び開示に関する要綱」を定め、公開する情報及びその公開方法を明確にし、ウェブサイトで公表・公開して説明責任を果たしている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判

定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 平成 20 年度より、2 年生後期に卒業必修「ゼミナール」の単位認定条件となる「卒業試験」を導入している。各科目の単位認定試験とは別に基本的な知識と技術の習得度を確認するために筆記試験と実技試験の両方を実施し、合格基準に達しなかった学生には補習授業の実施による支援と再試験を行い、一定レベルの能力を保証している。
- 入学前教育、入学後の実力確認テストや少人数制の演習科目を導入し、模擬試験及び卒業試験の実施により教育効果を高めている。学生による到達度セルフチェック、卒業生や就職先等からの意見聴取に基づき、全専任教職員で教育の質向上に向けて PDCA サイクルによる検証と改善を行っている。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 各学期末にコメントを付した成績表を保護者宛に送付している。特に成績不良の学生に対しては、学科長と組担任が面談を実施し、学生の日常生活や予習復習の時間等の実態を把握し、授業時間外の学習方法や工夫等についてきめ細かく指導している。学生一人ひとりに目を配る指導体制を組織的に構築している。
- 教育方法の研鑽を目的に「相互授業参観」と「意見交換会」からなる「授業研究会」を毎年開催している。授業参観者は「授業の進め方（導入・展開・まとめ）」と「授業全体について」のレポートを作成する。これを基に学科の教員全員で授業の進め方等について意見交換を行い、授業評価アンケートの結果と合わせて改善計画を作成し、教職員及び学生に提示している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 3 月末に開催している理事会及び評議員会において、予算に係る書類として収支予算書及び事業計画を提出して次年度予算の諮問及び審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業計画書の記述がないため、議事録作成の不備について改善が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

設置者古田重二良氏が目指した「真理・調和・実学」を建学の精神及び教育理念とし、これらに基づき短期大学の教育目的を学則に定めている。建学の精神は、「学習要覧」に明記され、学生には各学期はじめのオリエンテーションや新入生研修会等において理解を促し、ウェブサイトやオープンキャンパス等を通じて表明している。また、建学の精神を定期的に確認し、時代に合わせた簡潔な文章で学内外に広く発信している。

移動公開講座、大学コンソーシアムあきたとの共催による高大連携授業、企業との産学連携プロジェクト等による未利用食材の利用開発等に取り組み、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

短期大学の教育目的に基づき、学則に学科の教育目標を定め、学内外に周知している。教育目的・目標を確立するため、教務委員会及び教授会において地域社会の要請に答えているかを毎年度点検している。

建学の精神を具現化するために、教育目標をさらに「知識」、「技能」、「態度」の3領域に分け、具体的な学習成果（「教育目標に基づく学修成果の到達目標」として15項目（知識3項目、技能8項目、態度4項目）を定め、カリキュラムマップにより学習成果の到達目標と各科目との関連性について視覚化し、「学習要覧」に掲載し周知している。学習成果の評価には5段階の評価基準となるルーブリック指標を利用した、学生による自己評価「学修目標への到達度セルフチェック」を活用している。定期的な学習成果の点検は、教務委員会及びFD委員会が担当している。

三つの方針は学習成果の達成を基軸として相互の関連性を考慮し、組織的かつ一体的に策定され、定期的な議論と組織的な見直しを経て学内外に公表している。

自己点検・評価は、規程に基づき「自己点検及び自己評価委員会」を設置するとともに、全教職員による作業部会で具体的な点検及び自己点検・評価作業が進められ、実施体制は確立している。学外関係者の意見は入試広報活動として高等学校を訪問した際や、就職先や実習先の担当者から意見や評価を聴取し、PDCAサイクルを活用して内部質保証に取り組んでいる。

学習成果の検証は、学業成績、GPA、卒業試験成績、実習評価結果、「学修目標への到達度セルフチェック」等により行っている。到達度セルフチェックの結果は各委員会からの報告を経て、具体的かつ組織的に評価、検証し、ウェブサイト等で公表している。学習成

果の査定の手法については、教務委員会及び FD 委員会を中心に専任教員の相互授業参観や意見交換会等を通じて検討し、改善と向上に努めている。

各種関係法令を適宜確認し、改正に伴う学内関連規程の整備状況を各委員会や教授会を通して教職員に周知し、教育の質を保証している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応し、必要な要件を示すとともに定期的に点検している。卒業要件及び資格要件は社会的・国際的な通用性を有している。

教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は「基礎教育科目」と「専門教育科目」の枠組みで定め、教育内容を 7 領域（①学科基礎科目、②社会生活と健康、③人体の構造と機能、④食品と衛生、⑤栄養と健康、⑥栄養の指導、⑦給食の運営）に区分して系統的に編成し、年間において履修登録できる単位数の上限を履修内規に定めている。また、カリキュラムツリーにより、科目間のつながりや学習の順序など学習内容の系統性を示している。学習分野のシラバスに、到達目標、成績評価の方法、成績評価基準等、必要項目を明示している。教育課程は毎年度点検して必要な改善を行っている。

専門教育と教養教育の接続性を明確にし、教養教育の効果については授業評価アンケートにより測定し、教員はその結果等を踏まえて授業に活用している。栄養士免許取得のための必修科目を中心とした職業教育は、実施体制が明確である。職業教育の効果は、独自の制度として各科目の単位認定試験とは別に、卒業を認定するための卒業試験や学外実習の受入れ施設からの評価で測定している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、入学者選抜要項等々に示されている。授業料やその他入学に必要な経費等を明示し、受験に関する問い合わせ対応も適切である。入学者選抜の方法ごとに選考基準を設定し、公正かつ適正な実施に努め、高等学校の意見や要望を点検・改善に生かしている。

学習成果は「教育目標に基づく学修成果の到達目標」の「知識」、「技能」、「態度」3 領域 15 項目（知識 3 項目、技能 8 項目、態度 4 項目）とし、2 年間で達成可能である。学習成果の獲得状況は、科目別の学業成績及び GPA や卒業試験の成績、学内外における実習授業の評価結果、授業評価アンケート、到達度セルフチェック及び卒業時の卒業生アンケート等により、学生個人レベル及び全体レベルで測定しており、到達度セルフチェックの解析結果をウェブサイトで公表している。

教員は授業評価アンケート、「相互授業参観」と「意見交換会」により、学習成果の獲得状況を把握・評価し、教員が直接学生から意見を聴く学生 FD ミーティングを活用して学習支援方を点検している。授業評価アンケートを踏まえた授業改善レポートの作成を教員に義務付けているが、カリキュラムマップに示された「教育目標に基づく学習成果の到達目標」15 項目に対する評価項目がなく、学習成果の獲得に向けた改善の取組みとして更なる検討が期待される。

事務職員は教員と協働で学生の履修及び卒業に至る支援、成績記録の保管を行い、学習成果の獲得に貢献している。図書館は法人内で共有し、専門的職員が利便性と学習向上を

支援している。全教職員にパソコンを貸与して利用技術の向上を図り、学生にはパソコン購入を義務化している。

高校生活から短期大学生活への円滑な移行の支援として、丁寧な情報提供や入学後の学習意欲につなげるための入学前教育を行い、入学後は組担任が学生カルテを活用して個別に指導・支援を行っている。併設大学との合同学生委員会は学生生活全般を支援し、学生の主体的な課外活動も合同で行っている。学生の顕著な社会的活動に対し学長賞表彰制度がある。健康・メンタル面の支援、独自の奨学金制度、障がい学生への合理的配慮も組織的に整備している。

進路支援については、組担任が個別の就職支援を行い、キャリアセンターは進路支援の直接の窓口となり、保護者向けのイベント等で就職活動への理解を促している。教職員は資格取得の学習支援と就職試験対策を行い、就職先アンケート、卒業時の学生及び卒業生へのアンケート結果を就職支援に活用している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に定める教員数及び職位等を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき編制している。主要授業科目は専任教員が担当し、組織編制に必要な非常勤教員も適切に配置している。教員の採用及び昇任は規程に基づき適切に行っている。専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行い、外部研究費等を獲得するなど成果をあげている。研究活動に関する規程を整備し、「研究倫理教育・コンプライアンス教育」を実施している。FD活動では、学生による授業評価アンケートの実施、「授業研究会」（「相互授業参観」、「意見交換会」）の開催など、授業・教育方法の改善に役立てている。なお、専任教員の研究成果を発表する機会として発行している研究紀要「栄養研究」は、電子的な学術成果として広く公表するためにも、ウェブサイトへの公表について検討が期待される。

事務組織は組織規程に基づき組織・職制を定め、責任体制は明確である。SD活動は、要綱に基づき学内研修会の実施や外部研修会等に積極的に参加して情報収集し、知識・能力の向上に役立てている。事務職員は「業務マニュアル」を作り効率化を図っている。教職員の就業に関する諸規程を整備し、サービス全般については法人統括部人事課で適正に管理している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき講義室、実験・実習室、ゼミ室等の施設設備を整備している。障がい者への配慮については、スロープやエレベーターの設置、障がい者用駐車スペースの確保等の対応がなされている。図書館は、規程に基づき図書を購入・廃棄を行い、利用しやすい環境が整備され、ラーニング・コモンズでの学習支援や双方向型の授業を実施する環境も整備されている。

固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を経理規程に含めて整備し、消耗品等は各部署で適正に維持管理している。防災管理規程等に基づき、年に一度、全学生、教職員を対象に避難訓練を実施している。情報セキュリティ対策については基本方針と要綱に基づき強化を図っており、また、広大な緑地管理やLED照明への順次交換等にて環境保全対策も進めている。学内のWi-Fi環境強化の取組みとしてアクセスポイントを増設し、

ネットワークサーバを最新に交換するほか、基幹部分のネットワークは光回線で構築するなど学内 LAN 環境を整備している。全学生が持参した個人ノートパソコンを使用し、教員も学生と同様にポータルサイトを活用して効果的な授業を行っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は寄附行為に基づき適切に運営がなされ、理事の職務執行を監督し、短期大学の運営に関する法的責任を認識して学内外の必要な情報を収集し、規程の点検・整備を行っている。理事は、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

理事長が学長を兼ね、短期大学の向上・充実に努力している。学長は、学生に対する懲戒の手続を定め、校務をつかさどり教職員を統督している。学則に基づき教授会を設置し、教授会運営規程に従って教育研究に関する重要事項を審議し適切に運営している。また、学長の下に各種委員会を置き、適切に運営している。

監事は、寄附行為に従い選任され、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は、公認会計士から監査内容の報告を受けるとともに情報交換を行っている。また、理事会及び評議員会に出席し意見を述べており、監事の職務は適切に機能している。

評議員会は、寄附行為に定められた理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されている。評議員会は、寄附行為により定例会を開催し、私立学校法に基づき、寄附行為に定めた諮問事項について、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴き適切に機能している。なお、3 月末に開催している理事会及び評議員会において、予算に係る書類として収支予算書及び事業計画を提出して次年度予算の諮問及び審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業計画書の記述がないため、議事録作成の不備について改善が望まれる。

学校教育法施行規則に規定された教育情報、及び私立学校法に規定された学校法人の情報を、ウェブサイト公表・公開している。また、「情報の公開及び開示に関する要綱」を定め、公開する情報及びその公開方法を明確にし、説明責任を果たしている。